

令和2年（2020年）5月15日

姫路市立小・中・義務教育・特別支援学校
児童生徒・保護者様

姫路市教育委員会

姫路市立学校の再開に向けての基本的な考え方及び令和2年度長期休業日の短縮について

保護者の皆様におかれましては、この度の新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和2年5月7日に臨時休業が延長され、子供たちは約3か月もの長期にわたり、学校と離れた生活を送ることが強いられています。本来なら、学校で友だちと楽しく学んだり遊んだりしているはずの子供たちのことを思うと、大変心が痛みます。一日も早く通常の学校生活に戻れることを願ってやみません。

この度、学校再開に向けての基本的な考え方と、臨時休業に伴う授業時数減を補うための長期休業期間の短縮について決定しましたので、お知らせします。学校再開に向けては、今まで以上に、感染防止の対策と、子供たちの学力保障を大事にした取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校再開に向けての基本的な考え方

- (1) 5月15日の兵庫県教育委員会からの通知を踏まえ、臨時休業期間中において、学校再開を円滑に行うための準備として、児童生徒1人当たり週1～2日程度、午前中に分散登校による登校可能日を設定しました。なお、授業日ではなく、登校は任意です。
- (2) 臨時休業の終了及び学校の再開については、国の緊急事態宣言が解除された後に、判断いたします。学校再開決定後は、数日の準備期間を置き、当面の間、午前と午後に分けた分散登校を実施していきます。
- (3) 登校可能日の設定や学校再開が決定された際には、各学校から詳しい日程等を連絡します。

2 夏季休業日について

- (1) 小学校、義務教育学校（前期課程）
夏季休業日 令和2年8月1日（土）～8月16日（日）の16日間
※令和2年7月21日（火）～7月31日（金）及び8月17日（月）～8月31日（月）の平日18日間において、午前中授業を実施します。給食は実施しません。
- (2) 中学校、義務教育学校（後期課程）、特別支援学校
夏季休業日 令和2年8月8日（土）～8月16日（日）の9日間
※令和2年7月21日（火）～8月7日（金）及び8月17日（月）～8月31日（月）の平日23日間において、午前中授業を実施します。給食は実施しません。

3 冬季休業日について

冬季休業日 令和2年12月26日（土）～令和3年1月5日（火）の11日間
※令和2年12月25日（金）及び令和3年1月6日（水）の2日間を授業日とし、学校給食を実施します。

4 その他

上記のことについては、今後、情勢の変化に応じて変更する場合があります。